

## 目 標

医療機関や医師等の医療従事者、医師会等の関係団体、県等が連携して、県民が適切に新興感染症医療を受けられる体制を整備します。

区分	指標名	目標値	出典
S	確保病床数	891 床	県健康福祉局調べ
S	確保病床数のうち、流行初期医療確保措置	396 床	県健康福祉局調べ
S	発熱外来数	1,499 機関	県健康福祉局調べ
S	発熱外来数のうち、流行初期医療確保措置	779 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供医療機関数	386 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供薬局数	810 機関	県健康福祉局調べ
S	自宅療養者等への医療提供訪問看護事業所数	69 機関	県健康福祉局調べ
S	後方支援医療機関数	122 機関	県健康福祉局調べ
S	派遣可能医師数	42 人	県健康福祉局調べ
S	派遣可能看護師数	80 人	県健康福祉局調べ
S	個人防護具を2か月以上確保している医療機関数	1,263 機関	県健康福祉局調べ
S	院内感染対策に関する地域のネットワークに参加している医療機関数	1,510 機関	県健康福祉局調べ
P	年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施 又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合	100%	県健康福祉局調べ

S：ストラクチャー、P：プロセス、O：アウトカム

## 施策の方向

## 1 新興感染症患者等に必要な医療を提供する人材の確保

広島県感染症対策連携協議会を活用し、効果的な人材養成の方策を検討するとともに、医療機関等が感染症の診療や院内感染対策等に関する教育を受け、その教育を受けた人材が各医療機関等の従事者などに指導できる体制を確保します。

また、大学、県医師会等の関係団体や医療機関と連携して、感染症の診療や院内感染対策等に関する研修・訓練の機会や人材の養成状況を把握するとともに、その人材を活用できるよう、ひろしまCDCを中心とした体制を整備します。

## 2 新興感染症の医療提供体制の確保

## (1) 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能（病床確保）

新興感染症発生時から対応する第二種感染症指定医療機関の指定による医療提供体制の整備を図ります。

また、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表以降に新興感染症の入院を担当とする医療機関と平時に医療措置協定を締結のうえ、第一種協定指定医療機関を指定します。

なお、重症病床や特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者や妊産婦、小児、透析患者等）の病床についても確保した医療提供体制を整備します。

更に、第一種協定指定医療機関のうち、流行初期から入院対応を行う医療機関とは、その旨の医療措置協定（流行初期医療確保措置）を締結します。